

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（医務課）	1

公布された法令のあらまし

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第25号）
地方自治法施行令の一部改正により、医療法及び医療法施行令に基づく診療所の病床の設置の許可等の事務を指定都市が処理することとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第25号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表5の項事務の欄中「、第7条第3項」及び「第3条の3、第4条第2項、」を削り、同表5の2の項事務の欄中「第7条第1項若しくは第2項」を「第7条第1項から第3項まで」に改め、「又は政令」の右に「第3条の3、」を、「第4条第1項」の右に「若しくは第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。